

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

笠岡市，井原市，三原市，尾道市，福山市及び府中市並びに広島県神石郡神石高原町

2 構造改革特別区域の名称

備後ワイン・リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

笠岡市，井原市，三原市，尾道市，福山市及び府中市並びに広島県神石郡神石高原町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

備後圏域（以下「本圏域」という。）は，広島県福山市を連携中枢都市とする広島県三原市，尾道市，府中市，世羅町，神石高原町と岡山県笠岡市，井原市の 6 市 2 町で構成する人口約 87 万人の連携中枢都市圏である。本圏域面積は約 2,509 km²であり，本圏域南部の市町は瀬戸内海に臨み，本圏域中部から北部に位置する市町は美しい中国山地を後背に擁する自然豊かな地域である。

(2) 人口

本圏域の総人口は 875,682 人（2010 年（平成 22 年）国勢調査）で，政令指定都市規模の人口が集積しているが，国の推計では，2040 年（平成 52 年）には現在の人口の約 20％である約 20 万人が減少し，約 68 万人となることが予測されている。なお，本圏域の人口減少のペースは広島県や岡山県よりも速いことに加え，近隣の他圏域（倉敷市圏域，姫路市圏域，広島市圏域）の中でも，最も速く人口減少が進むと予測されている。

また，高齢化率については，広島県・岡山県を上回る状況で推移し，2040 年（平成 52 年）には，38.1％になる見込みである。2020 年（平成 32 年）以降，年少人口，生産年齢人口に加え，老年人口も減少が始まる本格的な人口減少時代への突入が予測されている。

(3) 産業

本圏域における工業は，臨海部で鉄鋼・造船などの重工業や内陸部における繊維業・木工業などが成長し，製造業が中心となって本圏域の経済をけん引してきた。しかし，製造業における事業所数及び従業者数は 2008 年（平成 20 年）頃をピークに緩やかに減少し，2012 年（平成 24 年）には，事業所数 2,518 か所，従業者数 81,133 人（平成 24 年 経済産業省「工業統計表（市区町村別）」）となっている。

農林水産業においては，2000 年（平成 12 年）の従業者数（農業 24,857 人，林業 351 人，漁業 1,345 人）と，2010 年（平成 22 年）（農業 15,246 人，林業 292 人，漁業 708 人）を比較すると大幅に減少しており，加えて，高齢化も大きな問題となっている。また，観光業については，本圏域内には多彩な観光資源や地域資源があるものの，9 割以上が日帰り観光

客であり、観光消費額を増やす取組が必要である。

5 構造改革特別区域計画の意義

本圏域における農業は、従業者数の減少や高齢化の進展に加え、耕作放棄地の増加等、厳しい環境におかれている。こうした状況の中で、本圏域のめざすべき姿を示す成長戦略として策定した「びんご圏域ビジョン」に基づき、6次産業化の推進や第一次産業振興のための環境整備等、各市町の地域資源を生かした連携事業に取り組んでいるところである。また、地域資源の掘り起こしや発信、広域観光ルートの設定など、本圏域全体の観光客を増加するための取組も進めており、地域資源を生かした取組を進めることで、本圏域全体の活性化をめざしている。

今回、本圏域のうち、既に特例措置を受けている世羅町を除く6市1町が共同で構造改革特別区域計画を実践することにより、規制緩和を活用したワインやリキュールの製造を希望する事業者が増えるとともに、その経済効果は広範囲に及ぶことが期待される。また、ワインやリキュールにおける原材料の調達を、単一自治体の範囲を越えて行うことが可能となり、気象災害等によって不作となった場合においても、市町間の連携のもと、原材料を相互補完することができる。このことにより、関連事業者のリスク軽減や原材料を栽培する農家への販路の拡大などの効果へとつなげていくものである。加えて、本圏域内の市町で既に特例措置を受けている世羅町と連携することで、本圏域全体におけるワインやリキュールによる地域活性化の機運を高めるとともに、備後産ワインやリキュールのブランド化及び観光資源としての活用をめざすものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、本特別区域内の特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が比較的小規模な施設でも可能となり、新規事業者の参入を促進することができる。また、果実酒又はリキュールの製造事業者が増加することにより、原材料を栽培する農家の販路拡大や従業者数の増加、耕作放棄地の活用等、農業の活性化も期待できる。将来的には、本圏域内の農産物の価値向上やワイン又はリキュールのブランド力を向上させ、観光資源として活用することで交流人口の増加へとつなげていく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) ワイン等関連事業者の増加

本特例措置の活用により、果実酒又はリキュールに関する新規事業者参入を促進する。加えて、新規事業者が事業を実施していく上で必要な知識や技術、ノウハウ等を学ぶ場や共有できる仕組みを確立することで、安定的に事業経営を行っていくための支援体制を構築し、経済活動の活性化を図る。本圏域には、Japan Wine Competition（国産ワインコンクール）2012で金賞受賞などの実績を有する「せらワイナリー」や、専門的知識を生かしたワインの試験醸造に取り組む「福山大学」、本圏域内の金融機関などの多様な主体が存在する。これらの有するワイン醸造に関する知識や事業計画策定・経営のノウハウ等を共有することで、ワインやリキュールに取り組みやすい環境の整備を行う。こういった取組により、ワイン等に関連する事業者を増やし、ワインやリキュールを介した地域活

性化を図る。

(2) 備後産ワインやリキュールのブランド化

本圏域内における多様な主体が持つ知識や技術、ノウハウ等を生かした支援により、新規事業者数の増加・技術の向上等を達成することに加え、道の駅の活用や事業者マッチング等による販路拡大支援を行うことで、備後産ワイン等の認知度向上や出荷額の増加につなげていく。これらの取組により、備後産のワインやリキュールのブランド化をめざす。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 28 年度	平成 30 年度	平成 32 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	2 件	4 件
特産酒類（果実酒）製造量	2 kl	4 kl	7 kl
特産酒類（リキュール）製造量	0 kl	0 kl	1 kl

(3) 交流人口等の増加

本圏域は、広島空港や J R 山陽新幹線・山陽本線、山陽自動車道・中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）・西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）といった基幹交通網が東西南北に伸びるなど、関西と九州方面あるいは四国と山陰を結ぶ交通の結節点として重要な役割を担っている。

これらの交通環境に加え、備後産のワインやリキュールの価値の高まりや大小のワイナリー設置の広がりに合わせて新たな広域観光ルートの設定など、これまでにない魅力を持った観光施策の実施が可能となる。このことにより、交流人口や観光消費額の増加等につなげていく。

8 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物（ぶどう，もも，かんきつ類（みかん，オレンジ等），レモン，はっさく，いちご，あんず，いちじく，かき，キウイフルーツ，すもも，ブルーベリー，うめ，なし，りんご）を原料とした果実酒，地域の特産物として指定された農産物（ぶどう，もも，かんきつ類（みかん，オレンジ等），レモン，はっさく，いちご，あんず，いちじく，かき，キウイフルーツ，すもも，ブルーベリー，うめ，なし，ごぼう，くわい，ばら，りんご，トマト）を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で，酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

笠岡市，井原市，三原市，尾道市，福山市及び府中市並びに広島県神石郡神石高原町の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が，酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が，地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため，果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により，構造改革特別区域内において，区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物（ぶどう，もも，かんきつ類（みかん，オレンジ等），レモン，はっさく，いちご，あんず，いちじく，かき，キウイフルーツ，すもも，ブルーベリー，うめ，なし，りんご）を原料とした果実酒，区域内の市町により地域の特産物として指定された農産物（ぶどう，もも，かんきつ類（みかん，オレンジ等），レモン，はっさく，いちご，あんず，いちじく，かき，キウイフルーツ，すもも，ブルーベリー，うめ，なし，ごぼう，くわい，ばら，りんご，トマト）を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造する場合は，製造免許に係る最低製造数量基準(6 キロリットル)が，果実酒については2キロリットル，リキュールに

については1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、果実酒やリキュールの製造を希望する事業者の増加、区域内の新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業の活性化が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により、区域内の各市町及び備後圏域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒類の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

区域内の各市町は、共同または単独で無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。